

函館市国民保護計画



函 館 市

沿 革

平成 19 年 3 月 作成

平成 28 年 8 月 一部修正

第1編 総論	1
--------	---

第1章 函館市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務および市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	1
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	2
1 基本人権の尊重	2
2 国民の権利利益の迅速な救済	2
3 国民に対する情報提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 国民の協力	3
6 高齢者、障がい者等への配慮および国際人道法的確な実施	3
7 指定公共機関および指定地方公共機関の自主性の尊重	3
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	3
第3章 市および関係機関の業務の大綱	4
1 国民保護措置の全体の仕組み	4
2 行政機関の業務の大綱	4
3 公共機関の業務の大綱	5
第4章 市の地理的、社会的特徴	6
1 地形	6
2 気候	6
3 人口分布	8
4 観光客入込数	9
5 道路の位置等	9
6 鉄道、空港、港湾の位置等	10
7 自衛隊施設等	10
8 本市に近接する施設等	10
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	11
1 武力攻撃事態	11
2 緊急対処事態	11

第2編 平素からの備えや予防	12
----------------	----

第1章 組織、体制の整備等	12
第1節 市における組織、体制の整備	12
1 市の各部における平素の業務	12
2 市職員および消防団員の参集基準等	13
3 国民の権利利益の救済に係る手続等	14
第2節 関係機関との連携体制の整備	15
1 基本的な考え方	15
2 道との連携	15
3 近接市町との連携	16
4 指定公共機関等との連携	16

5 ボランティア団体等に対する支援	17
第3節 通信の確保	17
1 非常通信体制の整備	17
2 非常通信体制の確保	18
第4節 情報収集、提供等の体制整備	18
1 基本的考え方	18
2 警報等の伝達に必要な準備	19
3 安否情報の収集、整理および提供に必要な準備	20
4 被災情報の収集、報告に必要な準備	21
第5節 研修および訓練	22
1 研修	22
2 訓練	22
第2章 避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	24
1 避難に関する基本的事項	24
2 避難実施要領のパターンの作成	25
3 救援に関する基本的事項	25
4 運送事業者の輸送力、輸送施設の把握等	25
5 避難施設の指定への協力	26
6 生活関連等施設の把握等	26
第3章 物資および資材の備蓄、整備	27
1 市における備蓄	27
2 市が管理する施設および設備の整備および点検等	28
第4章 国民保護に関する啓発	28
1 国民保護措置に関する啓発	28
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	29

第3編 武力攻撃事態等への対処 ······ 29

第1章 初動連絡体制の迅速な確立および初動措置	29
1 緊急本部の設置および初動措置	29
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	32
第2章 市対策本部の設置等	32
1 市対策本部の設置	32
2 通信の確保	38
第3章 関係機関相互の連携	39
1 国、道の対策本部および現地対策本部との連携	39
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	39
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	40
4 他の市町村長等および道に対する応援の要求、事務の委託	40
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	41
6 市の行う応援等	41
7 ボランティア団体等に対する支援等	42
8 住民への協力要請	42

第4章 警報および避難の指示等	43
第1節 警報の伝達等	43
1 警報の内容の伝達等	43
2 警報の内容の伝達方法	43
3 緊急通報の伝達および通知	45
第2節 避難住民の誘導等	45
1 避難の指示の通知、伝達	45
2 避難実施要領の策定	46
3 避難住民の誘導	48
4 避難想定ごとの避難の留意点	51
第5章 救援	53
1 救援の実施および補助	53
2 関係機関との連携	54
3 救援の内容	55
4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	59
5 救援の際の物資の売り渡し要請等	60
第6章 安否情報の収集・提供	61
1 安否情報システムの利用	61
2 安否情報の収集	61
3 道に対する報告	62
4 安否情報の照会に対する回答	62
5 日本赤十字社に対する協力	63
第7章 武力攻撃災害への対処	63
第1節 武力攻撃災害への対処	63
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	64
2 武力攻撃災害の兆候の通報	64
第2節 応急措置等	64
1 退避の指示	64
2 警戒区域の設定	66
3 応急公用負担等	67
4 消防に関する措置等	67
第3節 生活関連等施設における災害への対処等	69
1 生活関連等施設の安全確保	69
2 危険物質等による武力攻撃災害の防止および防除	70
第4節 N B C攻撃による災害への対処等	71
1 措置の実施	71
2 汚染原因に応じた対応	72
3 市長の権限	73
4 要員の安全の確保	74
第8章 被災情報の収集および報告	74
1 情報の収集	74
2 関係機関との連携	74

3 情報の報告	74
4 隨時の収集、報告	74
第9章 保健衛生の確保その他の措置	74
1 保健衛生の確保	75
2 廃棄物の処理	75
第10章 国民生活の安定に関する措置	76
1 生活関連物資等の価格安定	76
2 避難住民等の生活安定等	76
3 生活基盤等の確保	77
第11章 特殊標章等の交付および管理	77
1 特殊標章等	77
2 特殊標章等の交付および管理	78
3 特殊標章等に係る普及啓発	78

第4編 復旧等 79

第1章 応急の復旧	79
1 基本的考え方	79
2 公共的施設の応急の復旧	79
第2章 武力攻撃災害の復旧	80
1 国における所要の法制の整備等	80
2 市が管理する施設および設備の復旧	80
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	80
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	80
2 損失補償および損害補償	80
3 総合調整および指示における損失の補てん	81

第5編 緊急対処事態への対処 81

1 緊急対処事態	81
2 緊急対処事態における警報の通知および伝達	81

資料編 83

1 函館市国民保護協議会委員名簿	83
2 函館市国民保護協議会条例	84
3 函館市国民保護対策本部および函館市緊急対処事態対策本部条例	85
4 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに 安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令	87
5 避難施設一覧	95
6 関係機関連絡先一覧	103